

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	埼玉純真短期大学
設置者名	学校法人純真学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部等 共通 科目	専門 科目	合計		
	こども学科	夜・通信	17			17	7	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ウェブサイトに公開している。 https://www.sai-junshin.ac.jp/examination/scholarship/

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－① 【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第 2 号の 2－②を用いること。

学校名	埼玉純真短期大学
設置者名	学校法人純真学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公表 https://www.junshin.org/sougou_johokokai/

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	公認会計士	令和 7 年 6 月 17 日～令和 9 年度定時評議員会 終結の時まで	財務面への助言、提言等
非常勤	他の学校法人理事	令和 7 年 6 月 17 日～令和 9 年度定時評議員会 終結の時まで	学校法人運営全般の助言、提言等
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	埼玉純真短期大学
設置者名	学校法人純真学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) シラバスの作成にあたって、依頼する際に全科目担当教員に「シラバス作成にあたって」という文書を配布して、シラバスに記載すべき事項に漏れがないように注意を促し、授業のねらい、到達目標、授業計画(時間数と授業内容)、授業時間外の学習、授業の方法、教科書や参考図書、評価の方法が適切に示されるようにしている。各科目担当教員から集まったシラバス原稿は教務委員会で確認し、各項目が適切に書かれているかのチェックを行っている。 シラバスは、3月下旬に作成され、4月にウェブサイトにおいて公表し、学生に説明している。	
授業計画書の公表方法	ウェブサイト上「大学案内」の情報公開「シラバス」に掲載。 https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 「シラバス」において、各科目における評価方法を明確にしており、その評価方法が適切であることが教務委員会においても検討されている。また、評価にあたっては、「埼玉純真短期大学学則第33条(成績評価及び単位認定)」に定められたとおり各科目担当教員が評価している。各科目担当教員がシラバスどおりに適正に学修成果の評価を行っているかについては、「授業・評価に関するコメント」アンケートを実施し、確認している。 [埼玉純真短期大学学則第33条(成績評価及び単位認定)] 本学は、学修成績の評価方法を次のとおり定める。 (1) 成績評価は、100点を満点とし、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、F(59点以下)の5段階をもって評価する。60点以上を合格、59点以下を不合格とする。尚、第32条に掲げる既修得単位の認定を受けた授業科目、あるいは本学の授業科目であっても科目によっては単位の認定を「T(認定)」と表示することがある。 (2) 単位の認定は、必要な課程として定められた時数の3分の2以上出席し、本学が行う試験、その他による成績審査に合格したものに対して行う。ただし、第31条第1項の授業科目については学修の成果を評価して単位を認定する。 ※2～4項については省略	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績評価については、客観的な指標としてG P Aを設定し、成績の分布状況を把握している。成績評価を適切に実施しているかについては、各科目担当教員がシラバスどおりに成績評価を行っているかを「授業・評価に関するコメント」アンケートを実施して確認し、教務委員会においても検討されている。 以下のとおり、客観的な指標としてG P Aを設定することについては「埼玉純真短期大学学則第 33 条（成績評価及び単位認定）」に定め、その算出方法については「埼玉純真短期大学履修規定第 20 条（成績）」に定めている。 〔埼玉純真短期大学学則第 33 条（成績評価及び単位認定）〕 本学は、学修成績の評価方法を次のとおり定める。 ※1～2 項については省略 3 成績評価を総合的に判断する指標として、認定平均値（Grade Point Average 以下「G P A」という）を用いる。 4 G P Aは、評価点を S（4.0）・A（3.0）・B（2.0）・C（1.0）・F（0.0）とし、その単位数に乗じて得た積の合計を、総履修単位数で除して算出する。ただし、「T（認定）」は換算しない。 〔埼玉純真短期大学履修規程第 20 条（成績）〕 第 20 条 成績は 100 点を満点とし、60 点以上を合格、それ未満を不合格とする。 2 成績の評価は以下の 5 段階とする。 100 点～90 点 S 89 点～80 点 A 79 点～70 点 B 69 点～60 点 C 59 点～0 点 F 3 G P Aによる学業成績の評価は、以下の方式により行う。 (1) 成績評価のグレードポイントは、授業科目の単位 1 単位につき以下のとおりとする。 S = 4 点 A = 3 点 B = 2 点 C = 1 点 F = 0 点 (2) G P Aの計算式は以下の通りとする。 $G P A = \frac{\text{「S」の修得単位数} \times 4 + \text{「A」の修得単位数} \times 3 + \text{「B」の修得単位数} \times 2 + \text{「C」の修得単位数} \times 1 + \text{「F」の修得単位数} \times 0}{\text{総履修科目の単位数（「F」となった科目の単位数を含む）}}$ *途中で履修放棄した科目の単位数は含まない。 **「F」となった科目を再履修して単位を修得した場合、分母には同一科目の単位数を重複して加算することをしない。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	学生、教職員へ配布の学生便覧に掲載している「学則」及び「履修規程」に記載。 ウェブサイトの中の「情報公開」に学則を掲載。 https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業または修了の認定については、ディプロマ・ポリシーならびに埼玉純真短期大学学則第 34 条（卒業認定要件及び卒業の時期）において以下のとおり定めている。

学位授与の方針は、本学の教育課程における単位認定基準（知識・技術・態度等の達成度）によって認定された単位が卒業要件を満たし、かつ、社会人、職業人として自覚と責任を持った行動ができると判断した学生に学位を授与するとしている。また、学校教育法第 104 条第 5 項のとおりに短期大学士学位が授与される。

卒業認定・学位授与の方針の定期的点検については、年度末に教務委員会で行っている。教職員の意見を聴取したうえで、変更の必要があればその内容を教授会で審議することとしている。

[ディプロマ・ポリシー]

本学では、建学の精神を理解するとともに、教育理念・教育目的に沿って設定された教育課程（カリキュラム）を履修して所定の単位を修得し、卒業に必要な次の能力を備えた者に卒業を認定して学位が授与されます。

【知識・理解・技能】

1. 保育・教育に必要な専門的知識を修得している。
2. 子どもの心身の発達特性や健康について理解している。
3. 保育・教育の実践的な技能を身に付けている。

【思考・判断・表現】

1. 多面的な視点から問題を解決する対応方策を考えることができる。
2. 保育者として実行すべきことを実態に照らして判断し、選択することができる。
3. 保育・教育の意図やねらいを、保育実践を通して表現することができる。

【関心・意欲・態度】

1. 子どもを取り巻く社会の現状に関心を持っている。
2. 保育・教育に責任感を持って、協働して取り組もうとする意欲を持っている。
3. 子どもの権利と最善の利益を尊重する態度を身に付けている。

<授与される学位>

短期大学士（こども学）

<取得する基本となる免許・資格>

幼稚園教諭二種免許状

保育士資格

[埼玉純真短期大学学則第 34 条（卒業認定要件及び卒業の時期）]

次の要件を満たす学生について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- (1) 本学に 2 年以上在学し、定められた教養教育科目・専門教育科目の単位ならびに必修単位を含め 62 単位以上を修得した者
- (2) 所定の納入金を納入した者
- (3) 短期大学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると判定された者
- (4) 卒業の時期は、学年の終了日とする。但し、前期の終了日までに本項第 1 号から第 3 号に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。

2 転入学もしくは再入学者については、前項第 1 号に定める在学年限の規定にかかわらず、本学での在学年限を短縮することがある。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

ウェブサイトの「情報公開」に掲載。
<https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	埼玉純真短期大学
設置者名	学校法人純真学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.junshin.org/sougou_johokokai/
収支計算書又は損益計算書	https://www.junshin.org/sougou_johokokai/
財産目録	https://www.junshin.org/sougou_johokokai/
事業報告書	https://www.junshin.org/sougou_johokokai/
監事による監査報告(書)	https://www.junshin.org/sougou_johokokai/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:
公表方法:	
中長期計画(名称:	対象年度:
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: ウェブサイト上(大学案内「自己点検・評価」)に掲載している。 https://www.sai-junshin.ac.jp/appraise/ 自己点検・評価報告書を作成し、外部評価委員会等、外部に公開している。

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: ウェブサイト上(大学案内「自己点検・評価」)に掲載している。 https://www.sai-junshin.ac.jp/appraise/ 平成31年3月8日付けで適格と認定されている。
--

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名
教育研究上の目的（公表方法：ウェブサイトの中の「情報公開」に掲載。 https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/
(概要) 教育研究上の目的については、埼玉純真短期大学学則 第 1 条（目的及び使命）を以下のとおり定めている。 [埼玉純真短期大学学則 第 1 条（目的及び使命）] 埼玉純真短期大学（以下「本学」という）は、教育基本法に則り、学校教育法の定める短期大学として、学術の理論及び応用を研究教授すると共に、純真学園建学の精神に基づき、健康にして良識ある人格高き社会の指導的人物を養成し、地域の発展に寄与することを目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：ウェブサイトの中の「情報公開」に掲載。 https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/
(概要) 卒業または修了の認定については、ディプロマ・ポリシーならびに埼玉純真短期大学学則第 34 条（卒業認定要件及び卒業の時期）において以下のとおり定めている。 [ディプロマ・ポリシー] 本学では、建学の精神を理解するとともに、教育理念・教育目的に沿って設定された教育課程（カリキュラム）を履修して所定の単位を修得し、卒業に必要な次の能力を備えた者に卒業を認定して学位が授与されます。 【知識・理解・技能】 1. 保育・教育に必要な専門的知識を修得している。 2. 子どもの心身の発達特性や健康について理解している。 3. 保育・教育の実践的な技能を身に付けている。 【思考・判断・表現】 1. 多面的な視点から問題を解決する対応方策を考えることができる。 2. 保育者として実行すべきことを実態に照らして判断し、選択することができる。 3. 保育・教育の意図やねらいを、保育実践を通して表現することができる。 【関心・意欲・態度】 1. 子どもを取り巻く社会の現状に関心を持っている。 2. 保育・教育に責任感を持って、協働して取り組もうとする意欲を持っている。 3. 子どもの権利と最善の利益を尊重する態度を身に付けている。 <授与される学位> 短期大学士（こども学） <取得する基本となる免許・資格> 幼稚園教諭二種免許状 保育士資格 [埼玉純真短期大学学則第 34 条（卒業認定要件及び卒業の時期）] 次の要件を満たす学生について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。 (1) 本学に 2 年以上在学し、定められた教養教育科目・専門教育科目の単位ならびに必修単位を含め 62 単位以上を修得した者 (2) 所定の納入金を納入した者 (3) 短期大学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると

判定された者 (4) 卒業の時期は、学年の終了日とする。但し、前期の終了日までに本項第1号から第3号に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。 2 転入学もしくは再入学者については、前項第1号に定める在学年限の規定にかかわらず、本学での在学年限を短縮することがある。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：ウェブサイトの中の「情報公開」に掲載。https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/
(概要) 教育課程の編成及び実施に関する方針については、カリキュラム・ポリシーを以下のとおり定めている。 〔カリキュラム・ポリシー〕 本学では、「気品・知性・奉仕」という建学の精神に基づき、高い品格と幅広い教養を身につけた短期大学士を育成するとともに、子どもを心から愛することができる保育者として高い専門性を有した人材を養成することを目指して、以下のカリキュラムを編成しています。 【教育科目の配置と展開】 1. 短期大学士として、建学の精神に基づく高い気品、豊かな知性、奉仕の心を身につけるために、「入門ゼミⅠ・Ⅱ」をはじめとする教養教育科目群を配置する。 2. 保育と教育の専門職に就くための免許・資格取得に必要な専門教育科目群を配置する。 3. 保育と教育に関する原理原則、あるいは子どもの心理・発達など基礎的な学習から始まり、その学びを基盤に具体的な保育の指導法や応用的、発展的な演習を実施する学びのステップに配慮した2年間の科目展開とカリキュラムを構成する。 【教育内容と方法】 1. 授業担当教員の個々の専門性や保育・教育現場経験等を生かし、エビデンスに基づいた授業を実施する。 2. 保育者に求められる高い専門性と技術を身につけるために、学生個々の関心や課題に基づいた2年間の保育研究授業や、アクティブラーニングの手法を取り入れた演習授業を実施する。 3. 保育実践能力と保育者にふさわしい倫理観及び人権意識を身につけるために、実習科目を2年間の中でバランスよく配置し、保育・教育現場と協働して実施する。 【学習成果の把握と評価の方法】 1. 各授業科目においては、適正な成績評価基準をもとに定期試験やレポート、小テスト、実技テスト、作品提出等により評価する。 2. 保育実習や教育実習の評価や講評と実習の事前事後指導にかかわる課題の達成状況を評価した上で、精査、吟味し、学修成果を把握する。 3. 学生が開講期ごとに実施する「履修カルテ」を使った自己評価や学習成果の把握に関するアンケートの集計結果など、学生自身が自己評価した学習成果に関する資料やデータの活用や、教員が把握している学生個々の履修状況や学習態度等の情報を加味し、総合的に学習成果を把握、評価する。
入学者の受入れに関する方針（公表方法：ウェブサイト上（大学案内「情報公開」）に掲載。https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/

(概要)

入学者受け入れに関する方針については、アドミッション・ポリシーを以下のとおり定めている。

〔アドミッション・ポリシー〕

本学は、建学の精神である「気品」「知性」「奉仕」の精神が備わった人間性豊かな人材の育成を理解し、幅広い教養と高い専門知識や技術を身につけ、社会に貢献しようとする意欲ある人材を求めています。

【基礎的知識・技能】

未来の自己実現に結びつく知識や技能を持ち、高等学校卒業程度の学力を有している。

【思考・判断・表現】

子どもを取り巻く事象を多面的にかつ深く考えることができ、分かりやすく説明することができる。

【主体的学習態度】

子どもの保育や教育、子育てに興味や関心があり、将来子どもに関わる仕事に就きたい気持ちがある。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：ウェブサイト上（大学案内「情報公開」）に掲載している。

<https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	1 人	－					1 人
こども学科	－	4 人	4 人	1 人	4 人	0 人	13 人
	－	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		17 人					17 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：ウェブサイト上（大学案内「教員紹介」）に掲載。 https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/staff_list/					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
毎年 F D 研修を実施し、報告書を作成している。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
こども学科	150 人	65 人	43.3%	300 人	146 人	48.7%	0 人	0 人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	150 人	65 人	43.3%	300 人	146 人	48.7%	0 人	0 人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
こども学科	126 人 (100%)	1 人 (0.8%)	122 人 (96.8%)	3 人 (2.4%)
	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	126 人 (100%)	1 人 (0.8%)	122 人 (96.8%)	3 人 (2.4%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
こども学科	127 人 (100%)	124 人 (97.6%)	0 人 (0%)	3 人 (2.4%)	0 人 (0%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	127 人 (100%)	124 人 (97.6%)	0 人 (0%)	3 人 (2.4%)	0 人 (0%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) シラバスを作成し、カリキュラムマップとともにウェブサイトにおいて公開している。 https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要) 学習の成果に係る評価については、埼玉純真短期大学学則第 33 条（成績評価及び単位認定）を以下のとおり定めている。 [埼玉純真短期大学学則第 33 条（成績評価及び単位認定）] 本学は、学修成績の評価方法を次のとおり定める。 (1) 成績評価は、100 点を満点とし、S（100～90 点）、A（89～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、F（59 点以下）の 5 段階をもって評価する。60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする。尚、第 32 条に掲げる既修得単位の認定を受けた授業科目、あるいは本学の授業科目であっても科目によっては単位の認定を「T（認定）」と表示することがある。 (2) 単位の認定は、必要な課程として定められた時数の 3 分の 2 以上出席し、本学の行う試験、その他による成績審査に合格したものに対して行う。ただし、第 31 条第 1 項の授業科目については学修の成果を評価して単位を認定する。 ※2～4 項については省略 卒業または修了の認定については、ディプロマ・ポリシー、埼玉純真短期大学学則第 34 条（卒業認定要件及び卒業の時期）を以下のとおり定めている。 [ディプロマ・ポリシー] 本学では、建学の精神を理解するとともに、教育理念・教育目的に沿って設定された教育課程（カリキュラム）を履修して所定の単位を修得し、卒業に必要な次の能力を備えた者に卒業を認定して学位が授与されます。 【知識・理解・技能】 1. 保育・教育に必要な専門的知識を修得している。 2. 子どもの心身の発達特性や健康について理解している。 3. 保育・教育の実践的な技能を身に付けている。

【思考・判断・表現】 1. 多面的な視点から問題を解決する対応方策を考えることができる。 2. 保育者として実行すべきことを実態に照らして判断し、選択することができる。 3. 保育・教育の意図やねらいを、保育実践を通して表現することができる。 【関心・意欲・態度】 1. 子どもを取り巻く社会の現状に関心を持っている。 2. 保育・教育に責任感を持って、協働して取り組もうとする意欲を持っている。 3. 子どもの権利と最善の利益を尊重する態度を身に付けている。 ＜授与される学位＞ 短期大学士（こども学） ＜取得する基本となる免許・資格＞ 幼稚園教諭二種免許状 保育士資格 [埼玉純真短期大学学則第 34 条（卒業認定要件及び卒業の時期）] 次の要件を満たす学生について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。 (1) 本学に 2 年以上在学し、定められた教養教育科目・専門教育科目の単位ならびに必修単位を含め 62 単位以上を修得した者 (2) 所定の納入金を納入した者 (3) 短期大学士の学位を授与するにふさわしい人格識見と健全な精神を有していると判定された者 (4) 卒業の時期は、学年の終了日とする。但し、前期の終了日までに本項第 1 号から第 3 号に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。 2 転入学もしくは再入学者については、前項第 1 号に定める在学年限の規定にかかわらず、本学での在学年限を短縮することがある。				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A 制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
	こども学科	62 単位	☒ 有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P A の活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：ウェブサイト上（大学案内「情報公開」）「校地、校舎等の施設及び設備その他学生の教育環境に関すること」に掲載している。
<https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/information/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
	こども学科	670,000 円	300,000 円	346,000 円	施設充実費、実験実習費
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
(概要) 入学手続者に対して、「入学のしおり」「プレカレッジシラバス」を送付し、入学前から授業や学生生活についての情報提供を行っている。入学前教育として実施しているプレカレッジでは、保育・教育に関する授業を行い、大学での学びにつながるように支援している。また、入学前、入学直後にもそれぞれオリエンテーションを行い、学生生活、資格・免許状取得、実習、カリキュラムと単位、履修に関する説明等を行っている。実習に関しては、実習を終えた2年生から1年生への伝え合いを実施し、どのような学習と準備が必要かを学び、実習に向けたモチベーションを高める機会を作っている。学習成果の獲得に向けては、学生便覧・シラバス等履修や学習に必要な資料を配布し（ウェブサイトでも公開）、資格取得に必修である実習に関しては「実習の手引き」を作成し活用している。さらに、ウェブサイト上でも、実習については「ー在学生ページ保育実習・教育実習について」において実習への心がけ、よくあるQ&Aを掲載し、実習を支援するとともに、「音楽」のピアノ学習については、ウェブサイト「ーこども学科ーピアノレッスン」において、本学で必修課題としている「バイエル教則本」の曲と子どもの歌について本学音楽教員によるアドバイス付模範演奏の動画を掲載し、ピアノ学習を支援している。また、各科担当教員が課題を課し、授業外の学習を支援するとともに、学習に不安を抱える学生には必要に応じて補習を行っている。 1年生はクラス担任、2年生はクラス担任とゼミ担任が、履修や学習についてのアドバイスをを行い、基礎学力面で気になる学生や学習面に対して心配を抱える学生に丁寧な助言を行うとともに課外学習「サポートコース」等、支援を行っている。教員はオフィスアワーを設定し、具体的な学習内容や学生の学習上の悩みなどについて相談・指導を行えるようにしている。その他、公務員試験を目指す学生のための支援として一般教養問題に取り組む「教職教養演習」の科目を設けるなど、学生の将来への希望や関心に合わせた支援も提供している。 入学前後の成績や教職課程履修カルテの集計について分析を行い、教務委員会とIR推進委員会で学習支援について方策の点検も行い、学生の状況に合わせて支援を工夫できるように努めている。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
(概要) 本学は入学から就職に至る過程を教職員全体で見守り、学生が個々の特性や能力、考え方に応じた進路選択ができる支援に取り組んでいる。また保育系短期大学として、個々の実習状況を重視し、実習指導・進路支援委員で密に情報共有して、学生へのより良い支援が行なっている。さらに独自取組のマッチングフェア（合同就職説明会）や求人票等で情報収集を行い、進路支援に行っている。委員会は、情報共有や進路支援の在り方を常に見直し、社会情勢に応じながらも学生一人ひとりに合わせた進路支援を行なっている。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

【健康管理】

本学では学生の健康管理ならびに健康維持のため、次のような対応を取っている。

1. 保健室

学内の保健衛生と救急措置を目的として保健室を設置している。

急に体の不調を訴えた場合や負傷した場合には、同室を利用するなどの処置を受けさせている。必要に応じて学校医の助言を受け対応している。

2. 定期健康診断

毎年1回4月に学生の定期健康診断を実施している。この健康診断の結果、要注意または要治療の者については、速やかにその旨を本人、保護者に通知している。

飲酒・喫煙については、法を遵守することを理解させるだけでなく、年度当初のガイダンスにおいて、健康に及ぼす影響を説き、学業に専念できる健全な生活の維持への理解を得るよう努めている。特に学生の喫煙については、保育者・教育者として児童と関わることを念頭に、学生の健康と受動喫煙など他への迷惑を考慮し禁止している。

【学生相談室】

学生相談室は、学生生活上の悩みに直面する学生に対し、カウンセリングを中心とした専門的支援を通して、学生の成長を支えるために設置している。

本学の学生相談室は、臨床心理士の資格を持つ教員等により、心理・性格、心身の健康をはじめとするさまざまな相談に応じている。学生のプライバシーを守りながら、一人ひとりを尊重し個性を伸ばす可能性を探す手伝いを心がけている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：ウェブサイト上（大学案内「教員紹介」）

https://www.sai-junshin.ac.jp/summary/staff_list/

各教員の写真をタップすると、それぞれの研究や社会活動の内容が掲載されている。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F211310102226
学校名（〇〇大学 等）	埼玉純真短期大学
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 純真学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		27人（－）人	29人（－）人	29人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	12人	16人	
	（うち多子世帯）	（－）人	（－）人	
	第Ⅱ区分	11人	一人	
	（うち多子世帯）	（－）人	（－）人	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（0）人	（0）人	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	一人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				29人（－）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	一人
計	人	0人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	一人
訓告	0人
年間計	一人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	一人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	一人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。